

令和6年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和6年3月4日(月曜日)
午前9時58分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第6 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第5号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第6号 定期監査報告
- 第12 議案第18号 美唄市職員定数条例の一部改正の件
- 第13 議案第19号 美唄市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の件
- 第14 議案第20号 美唄市まちづくり基本条例の一部改正の件
- 第15 議案第21号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
- 第16 議案第22号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件
- 第17 議案第23号 美唄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 第18 議案第24号 美唄市税条例の一部改正の件
- 第19 議案第25号 美唄市介護保険条例の一部改正の件

- 第20 議案第26号 美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件
- 第21 議案第27号 美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件
- 第22 議案第28号 美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 第23 議案第29号 美唄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 第24 議案第30号 美唄市米穀乾燥調製処理施設条例の一部改正の件
- 第25 議案第31号 美唄市給水条例及び美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件
- 第26 議案第6号 令和5年度美唄市一般会計補正予算(第11号)
- 第27 議案第7号 令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第28 議案第8号 令和6年度美唄市一般会計予算
- 第29 議案第9号 令和6年度美唄市民バス会計予算
- 第30 議案第10号 令和6年度美唄市国民健康保険会計予算
- 第31 議案第11号 令和6年度美唄市介護保険会計予算

- 第32 議案第12号 令和6年度美唄市介護
サービス事業会計予算
- 第33 議案第13号 令和6年度美唄市後期
高齢者医療会計予算
- 第34 議案第14号 令和6年度美唄市病院
事業会計予算
- 第35 議案第15号 令和6年度美唄市水道
事業会計予算
- 第36 議案第16号 令和6年度美唄市工業
用水道事業会計予算
- 第37 議案第17号 令和6年度美唄市下水
道事業会計予算
- 第38 議案第33号 令和5年度美唄市一般
会計補正予算(第12号)
- 第39 請願第1号 物価上昇に見合う老齢
基礎年金等の引き上げを求める請願

市 長 桜 井 恒 君
副 市 長 土 屋 貴 久 君
総 務 部 長 猪 谷 憲 恭 君
市 民 部 長 松 田 公 史 君
保 健 福 祉 部 長 川 西 勝 幸 君
経 済 部 長 副 市 長 事 務 取 扱
都 市 整 備 部 長 清 水 真 史 君
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 禎 君
消 防 長 菅 原 利 彦 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 上 村 名 津 美 君

教 育 長 石 塚 信 彦 君
教 育 部 長 村 上 孝 徳 君

選挙管理委員会委員長 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 西 田 正 志 君

農業委員会会長 畑 雄 二 君
農業委員会事務局長 高 橋 修 也 君

監 査 委 員 西 尾 正 君
監 査 事 務 局 長 橋 本 光 明 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前9時58分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をも
って招集されました令和6年第1回美唄市議会
定例会を開会いたします。

◎出席議員（14人）

議 長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君
1番 永 森 峰 生 君
2番 伊 原 潤 司 君
3番 江 川 いつみ 君
4番 海 鉾 則 秀 君
5番 古 賀 崇 之 君
6番 吉 岡 建二郎 君
7番 本 郷 幸 治 君
8番 齋 藤 久美夫 君
9番 山 上 他美夫 君
10番 森 明 人 君
11番 川 上 美 樹 君
13番 松 山 教 宗 君

◎出席説明員

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を

開きます。

●議長谷村知重君 次に日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 永森峰生議員

13番 松山教宗議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月21日までの18日間とし、うち、3月5日ないし7日、3月9日及び10日、3月12日ないし20日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) 令和6年第1回市議会定例会の開会に当たり、市政運営の基本的な考え方を申し上げ、市民の皆様及び市議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、去る1月1日に発生しました令和6年能登半島地震は、多くの尊い命を奪い、甚大な被害をもたらしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、私は、多くの市民の皆様の信託を得て、昨年7月に美唄市長に就任して以来、スローガンとして掲げた「対話から始まるまちづくり」のもと、市民の皆様、企業の皆様、各団体の皆様、市議会議員の皆様、市職員との対話を重ねてまいりました。

この間、依然として続く物価高騰による生活への不安や事業者の経済活動への影響、子どもの教育や子育て環境、あるいは、美唄の未来に対する思いなど、多くの方々が置かれている状況や課題等を改めて知ることができました。

こうした経験を踏まえて、私は、市民の皆様が美唄に暮らす幸せを感じられるよう、「皆がときめく未来を語るまち美唄」の実現に向けて、これまで以上に、様々な課題解決に全身全霊で取り組んでいく決意を新たにしましたところであります。

令和6年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

令和5年第2回市議会定例会での所信表明に

においても申し上げましたが、私は、次の3つの基本政策を柱として、市政運営を行ってまいります。

1つ目は、「市民の暮らしを守ることを最優先にする」ということです。

物価高騰による不安を抱える多くの市民の生活を支えるとともに、産学官連携による美唄の農業に適したスマート農業の推進を図るなど、本市の基幹産業を支える農業者を支援してまいります。また、市立美唄病院の新病院への移転や高規格救急自動車の更新など、市民の安全・安心な暮らしのため、医療や救急体制の充実を図るほか、AIを活用した、より利用しやすい新たな交通手段の確保に取り組んでまいります。

2つ目は、「事業の優先順位を見直す」ということです。

人口減少や少子高齢化の影響により、将来的に、財政規模の縮小とともに歳入の減少が予想される中、限られた財源や人員を有効活用していくため、「最小の経費で最大の効果を上げる」という地方自治運営の基本原則を念頭に、事業の統合や合理的な事業の優先順位付けのもと、令和6年度の予算編成を行ったところであります。

3つ目は、「びばいの未来へ投資する」ということです。

私は、人口減少に歯止めをかけ、未来にわたって持続可能な地域社会をつくるため、美唄に希望を持って住み続けられるまちづくりを進めていかなければならないと考えます。そのために、人口減少対策、子どもの教育や子育て環境の整備に必要な先行投資を行ってまいります。

以上、申し上げた3つの基本政策の推進を柱としながら、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、「第7期美唄市総合計画」を着実に進めてまいります。

次に、令和6年度の主要施策について申し上げます。

令和6年度は、令和6年度予算案等を踏まえ、「第7期美唄市総合計画」の4年次目として、5つの挑戦により、各施策を推進してまいります。

はじめに「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」であります。

地域コミュニティについては、希薄化した人と人とのつながりを再構築するため、令和5年度に策定した「第5期地域福祉計画」を推進してまいります。その中で、市民が集う交流施設の総合福祉センターや地域福祉会館について、ポスト・コロナに向けた新たなる施設利用の形態を考慮しながら、施設の運営と維持管理及び整備に努め、交流の機会を増やすほか、地域自らが取り組む防災力向上や交流事業などの地域コミュニティの活性化に寄与する取組、集会所等の修繕など、地域の活性化につながる支援を行ってまいります。

また、生活困窮者等の貧困対策については、包括的な支援の充実に向けた重層的支援体制に積極的に取り組み、関係機関等とも相互に連携し、生きづらさを抱えた方や社会的孤立者の早期発見、早期支援に努めてまいります。

障がい者福祉については、令和5年度に策定した「第7期美唄市障がい者プラン」に基づき、市民、事業者による障がい者への合理的配慮を推進し、障がい者が社会の一員として社会参加しやすくなるよう、コミュニケーション

支援や交流と相互理解の促進に努めてまいります。

また、精神障がいのある方が、地域生活に直面する障壁を解消するための地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、保健、福祉の各関係機関と連携し、ネットワークの強化と、課題の抽出、解決に必要なビジョンの構築や対策に取り組み、地域の一員として、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

高齢者福祉については、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるよう、「美唄市地域包括ケア推進条例」に基づき、在宅医療、介護を切れ目なく提供する体制を整えるほか、介護予防のための貯筋体操等に取り組んでまいります。

また、住民主体による地域の支え合いを広げていくために、地域の懇談会やサロンなどの活動を支援してまいります。

認知症施策の推進については、認知症の人やそのご家族、地域住民等が安心して集まり、生きがいをもった活動を通じ、本人の思いを発信し、認知症についての正しい知識の普及を行うため、認知症カフェを運営するほか、認知症サポーター養成講座を開催してまいります。また、外出して自宅に戻れなくなった高齢者を早期に発見するために、「SOSネットワーク」の運用を継続してまいります。

さらに、東地区生活支援センターの経年劣化による屋上や外壁等の修繕に向け、事前調査を行ってまいります。

また、恵風園・恵祥園の施設整備として、受電設備の改修を行うとともに、今後の施設

の在り方に関する基本構想を策定してまいります。

保健については、令和5年度に策定した「びばいヘルシーライフ21(第3期)」及び「美唄市自殺対策計画(第2期)」に基づき、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して健康に暮らし続けられるために、市民一人ひとりの健康づくりへの意識を高めることができるよう、ライフステージに応じた健康教育や健康相談を行うほか、妊娠期、乳幼児期から生活習慣病予防に視点を置いた、「栄養・食生活」、「運動・身体活動」、「休養・メンタルヘルス」、「飲酒」、「喫煙・受動喫煙」及び「歯・口腔の健康」の6つの領域による健康づくりを進めてまいります。

また、「美唄市子育て世代包括支援センター」においては、全ての妊婦を対象に、妊娠、出産、子育てまでのケアプランを作成し、妊娠期から切れ目のない相談支援を行い、子育て世代の不安や孤立感の解消等に努めるほか、出産・子育て応援交付金を支給し、妊娠出産時の経済的負担の軽減に努めてまいります。

国民健康保険事業については、美唄市医師会や関係機関と連携し、「美唄市国民健康保険データヘルス計画(第3期)」に基づく保健事業の推進を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用促進や適正受診の推進を行うほか、健全な運営に向けて保険税の収入確保に努めてまいります。

また、国民健康保険税について、北海道における令和12年度からの保険料率の統一化に向けて、本市においても、今年度から段階的に税率を見直してまいります。

後期高齢者医療については、健康診査や歯

科健診等を実施し、疾病の早期発見、早期治療を推進することにより、重症化の予防や健康意識の向上に努めてまいります。

地域医療については、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域完結型医療への転換に向けて、市立美唄病院の新病院への移転を着実に進め、持続可能な医療提供体制や地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

北海道せき損センターの移転検討については、同センターは道内唯一のせき損医療に特化した医療の提供のほか、長きにわたり本市の地域医療を担っていただき、本市においてなくてはならない医療機関であることから、北海道せき損センターの現地建替えに向けて、引き続き労働者健康安全機構と北海道せき損センターとの三者により協議を行ってまいります。

また、市立美唄病院においては、令和4年度に策定した「市立美唄病院経営強化プラン」を推進し、診療体制の充実を図るため、道内の医育大学はもとより、医師派遣を受けている道外医大との連携を深め、また、日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部の事務局を継続して担うことで、総合診療医との関係性を築き、指導医の確保に努めてまいります。

さらに、診療報酬改定に伴う施設基準の見直し、在宅医療の推進に向けた訪問看護ステーション化への準備、感染症対策やワクチン接種の実施など、市民の皆様が安心して暮らすことのできる地域医療体制づくりに取り組んでまいります。

救急医療については、美唄市医師会や近隣

中核病院との一層の連携を図り、救急医療体制の確保、充実に努めてまいります。

次に「地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり」であります。

商工業振興については、中心市街地の活性化を図るため、地域力創造アドバイザーや地域おこし協力隊を配置し、「中心市街地活性化基本計画」の策定に向け、官民一体となって取組を進めるほか、商店街組織の賑わい創出を支援するなど、商工会議所や関係機関との連携を図り、中心市街地の賑わいづくりに努めてまいります。

また、将来に向けた担い手の確保・育成など、今後求められる本市商工業の課題に全市的な観点から積極的に取り組んでまいります。

企業立地については、「美唄市産業振興条例」に基づき、工場等の新增設に対する助成及び課税の免除などの支援を行うほか、次世代半導体やデータセンター事業など、空知団地の優位性を積極的に情報発信するとともに、地域活性化起業人と連携した企業誘致への取組を進めてまいります。

また、美唄ハイテクセンターにおいては、引き続きお試しサテライトオフィスを設置し、企業研修型ワーケーションなどのプログラムに参加した企業との信頼関係を構築し、空知団地の企業誘致と連動した誘致活動を行ってまいります。

スポーツによる新たなビジネスの創出については、「北海道フロンティアリーグ」に加盟する「美唄ブラックダイヤモンド」の活動基盤の強化に向けて、引き続き地域おこし協力隊や地域活性化起業人を配置し、スポーツを契機とする市内のビジネスの活性化に取り組

んでまいります。

さらに、産業全体で情報化が進むにつれ不足するIT技術者の育成を図るため、プログラミング技術などを継続的に学べる環境を提供し、首都圏に負けないIT技術者の育成を図り、新たな雇用の創出と関連企業の誘致に取り組んでまいります。

雇用対策については、若者の地元就職を促進するため、市内高校と連携し、企業見学会や合同企業説明会を開催するほか、技能講習の支援を拡充するなど、地元企業への雇用対策を推進してまいります。

さらに、雇用機会の拡大と企業の人材育成を図るため、美唄地域人材開発センターなどの関係機関と連携し、地元中小企業を支える人材の技能や知識習得に対する助成を継続するとともに、人材のグローバル化を踏まえ、外国人労働者に対する相談窓口の設置や日本語教室の開設を検討するなど、地域との共生を支援する組織体制づくりに努めてまいります。

観光・交流については、「美唄応援団宿泊助成事業」を通じて、美唄の魅力を国内外に積極的に発信し、美唄を訪れる機会づくりを進めるとともに、地域おこし協力隊による活動や情報発信など、本市の「食」と「農」を活用した地域づくりを推進するため、都市と農村の交流と共生による、交流人口や関係人口の創出と拡大を目指してまいります。

また、日本遺産「炭鉄港」などの地域資源を活用した新たな体験メニューや滞在型観光商品の開発、中心市街地などへの回遊を促進するため、関係団体と協力のもと、インバウンドの受入態勢も構築してまいります。

さらに、道道美唄富良野線の開通を見据えた観光地づくりについては、美唄国設スキー場の整備を進めるため、基本設計を策定してまいります。

ふるさと納税については、寄附者の皆様に寄附金の使途を分かりやすくお伝えするとともに、返礼品の充実を図るほか、「ふるさと美唄応援団」をはじめ、「美唄ブラックダイヤモンドズ」との連携において、魅力ある地域づくりに関する情報発信に努めるなど、今後とも、寄附金の安定的な確保を図ってまいります。

地域情報化については、「美唄市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を着実に推進するため、民間のノウハウや他自治体の先進事例に精通する2人のCIO補佐官を配置したところであり、デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する国の「デジタル田園都市国家構想」に基づき、本市にふさわしいデジタル基盤を活用した地域づくりを進めるため、情報システムの標準化・共通化や業務の効率化を図る「行政DX」及び住民サービスの向上を図る「地域DX」を両輪として推進してまいります。

農業振興については、「美唄市農業ビジョン(第3次)」に基づき、命を育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物を作るとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村づくりを進めてまいります。

水稻や畑作物の生産振興については、主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米などの用途に応じた米づくりに取り組むとともに、水稻の直播栽培などの低コスト・省力

化技術の導入や高収益作物の導入を支援するほか、新たな生産方式である「たまねぎ直播栽培」を支援するなど、生産体制の強化を図ってまいります。

農業所得の向上については、農産物のブランド化・6次産業化を図る取組や新たに生産者による販路拡大活動を支援するほか、ふるさと納税の寄附者や「ふるさと美唄応援団」の団員などに向けて、Webサイトを活用した美唄産農産物のPRやイベントなどでの販売を進めるとともに、美唄産米等の海外への販路拡大など、幅広い販売ルートの確保に向けた必要な取組を進めてまいります。

農業生産基盤の整備については、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業の推進により、生産条件の改善と担い手への農地の集積を図るほか、関連する農道、排水路などの適切な維持管理や整備を行うとともに、農業水利施設の改修及び排水機場における排水ポンプ付帯設備の更新を行い、本市の基幹的な産業である農業の経営基盤の強化に、引き続き着実に取り組んでまいります。

スマート農業の推進については、「美唄市ICT農業推進協議会」とともに、スマート農業技術の検証や北海道大学との産学官連携の協議のほか、スマート農業機械導入支援を継続するとともに、新たにスマート農業機械の精度を向上させるRTKアンテナの設置を支援してまいります。

また、引き続き地域活性化起業人による地域への技術の普及推進を図るなど、農業基盤整備の事業効果をより一層高めてまいります。

さらに、持続可能な農業を目指すため、高温障害や台風、収穫期の降雨などによる農作

物の品質低下などにより農業所得が減少する中、生産現場で活用されている農業用機械をより低コストで導入するための支援を行ってまいります。

新規就農者の育成・確保については、農業後継者はもとより、若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた支援や経営体質の強化、農業法人の育成等の取組を促進するほか、地域おこし協力隊の活用による第三者継承についても支援してまいります。

消費者に信頼され、活力ある農業・農村づくりについては、国が進める「みどりの食料システム戦略」に基づき、安全・安心で良質な農産物を求める消費者や食品関連事業者のニーズに対応するため、クリーン農業や有機農業など、環境に配慮した持続可能な農業生産を継続して支援してまいります。

また、農業者が主体となる農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取組や中山間地域農業、環境保全型農業の取組を支援してまいります。

「食農教育」については、グリーン・ルネサンス推進事業における小学校での「農業科」を推進するとともに、本市の地域特性や優位性を生かしながら、美唄尚栄高校の生徒が、美唄産農産物を活用した「食」と「農」を連動させた特産品の開発や食のブランド化に向けて、計画し取り組む実証活動を引き続き支援してまいります。

鳥獣による農業被害対策については、新たにエゾシカ等による被害防止のため、電気柵の導入支援のほか、引き続き地域おこし協力隊の活用により、鳥獣被害防止対策等の強化を図り、ジビエの利活用を促進してまいりま

す。

また、住宅地におけるヒグマの出没回数の増加を踏まえ、北海道猟友会美唄支部との連携強化を図るほか、新たにドローンを導入し、ヒグマ出没時に上空からの行動監視やスマートフォンアプリによる出没状況の情報共有を行ってまいります。さらに、高齢化などによるハンター不足を解消するため、ハンターの育成支援を行ってまいります。

農商工連携については、農業と商工業の産業間の連携を図りながら、米をはじめとする農産物のブランド化を進めるとともに、アスパラガスやハスカップ、トマト、にんにく、生姜などの高収益作物の導入拡大を引き続き支援してまいります。

また、市内で生産される農産物などの付加価値向上のため、国や北海道の農商工連携・6次産業化の取組に対する支援制度のほか、市独自の農商工連携等推進補助金などの活用を図りながら、新商品や販路拡大の取組の啓発を行い、商品開発、加工、販売などの取組を支援してまいります。

美唄の「食」と「農」のブランド化に向けては、首都圏に設置したアンテナショップによる販売や各地で開催される特産品の展示会等でのPRにより、美唄の「食」と「農」の魅力を生かした特産品の販路拡大や魅力発信に取り組んでまいります。

こうした、農商工連携や6次産業化を通じ、本市の「食」と「農」の魅力発信の取組を一層進めることにより、都市部からの交流人口や関係人口の拡大に取り組んでまいります。

移住・定住については、「美唄に住みたい、住み続けたい」と思える魅力あるまちづくり

を進めることを基本として、住宅等の購入助成や若者の家賃助成等を継続するほか、移住相談会等において、本市の魅力をPRするとともに、「美唄市移住・定住推進協議会」と連携した移住者交流会や移住体験ツアーを実施してまいります。

令和6年度においては、新たに移住コーディネーターを配置し、相談・受入態勢の強化を図るとともに、関係団体の情報網の活用など、様々な取組を通じて美唄市を知ってもらうチャンネルを増やし、移住・定住の促進を図ってまいります。

また、様々な機会を通じた情報や魅力の発信により、さらなる「ふるさと美唄応援団員」の獲得を図るほか、昨年度に引き続き首都圏での交流イベントを開催するなど、関係人口の創出や拡大に努めてまいります。

次に「地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり」であります。

子育て支援については、「第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた、教育・保育・子育て支援を実施するとともに、さらに子育てのニーズに沿った支援の充実を図るため、令和7年度からはじまる「第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

保育の環境づくりについては、ピパの子保育園及び認定こども園ひまわりに、令和5年度から導入しているICTシステムを活用し、保護者との連絡の利便性向上や、園からの情報提供の迅速化に努めるとともに、職員の業務の効率化と保育の質の向上を図ってまいります。

また、3歳未満の保育については、希望する

全ての保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育士の確保に努めるほか、施設の整備について検討を行ってまいります。

妊娠や子育てに関する経済的な負担軽減策については、不妊治療費の一部助成の対象に、保険適用外の先進医療を加える拡充を図るほか、引き続き18歳までの子どもの医療費の全額助成や、多子世帯で認可外保育施設に入所している3歳未満の子どもの保育料を補助し、子育て世帯への経済的支援に努めてまいります。

児童虐待への対応や防止については、児童相談所や「美唄市子育て世代包括支援センター」をはじめ、関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切な対応に努めるなど、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない包括的な支援に努めてまいります。

平和施策については、「日本国憲法」及び「美唄市まちづくり基本条例」における平和の希求の理念のもとに、「核兵器廃絶平和都市宣言」に込めた恒久平和の願いが、子どもから高齢者まで広い世代に行き渡っていくように、平和映画会、平和祈念ポスター展、平和ミニコンサートの開催や平和図書コーナーの設置などの平和祈念事業を継続するとともに、広島市や長崎市など平和首長会議の加盟団体である自治体との連携による取組により、市民の皆様とともに平和の尊さを広く伝えてまいります。

学校教育については、新たにA I ドリルの活用や「一校一実践」の取組を継続し、児童生徒の学力・体力の向上を図るほか、新しい時代を生き抜く資質・能力や豊かな心の育成に努めてまいります。

幼児教育については、今後の地域活性化起業人を活用した取組を見据え、人材の採用に向けた取組を行ってまいります。

特色ある教育については、小学校の農業科において、「農業を学ぶ」だけではなく「農業で学ぶ」ことをとおして、「豊かな心」、「人とのコミュニケーション」、「自ら判断し考える力」を養い、子どもたちが自立して生きていく力を育むことができる教育を進めてまいります。

また、経済的な理由により学用品等の支払いが困難な世帯に対しては、引き続き支援を行い、教育格差の解消を図ってまいります。

学校給食については、「食農教育」において重要な「生きた教材」として、献立の工夫・改善を図りながら、安全で安心な質の高い給食の提供に努めるとともに、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、引き続き学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

学校施設については、近年の酷暑に対応するため、小中学校の普通教室や特別支援教室等に冷房設備を設置し、安全・安心な教育環境の整備に努めてまいります。

市内高等学校については、魅力ある高校づくりに対する教育活動支援のほか、修学が困難な生徒に対して、奨学金を給付し、生徒の皆さんが集中して勉学に励むことができる環境を整えてまいります。

生涯学習・スポーツについては、市民の自主的で主体的な学びや市民相互の学習活動の取組を進めるとともに、各種教室や主催行事の実施のほか、増改修を行ったクライミング・ウォールを活用した取組を進めるため、地域おこし協力隊を体育センターに増員する

など、市民の誰もが気軽に学べ、スポーツに取り組みやすい環境づくりに努めてまいります。

文化・体育施設については、安全で快適な活動場所を提供できるよう、設備の更新や改修等を行い、適切な施設管理に努めてまいります。

また、今夏に開催される2024年パリオリンピックにおいて、柔道男子60kg級に出場予定であります本市出身の永山竜樹さんを、教育委員会と連携のもと応援してまいります。

文化・芸術については、市民の皆様が主体的に行う取組を支援するとともに、市民文化祭などを開催し、文化芸術に親しめる環境づくりに努めてまいります。

また、郷土史料館については、「地域学・美唄学」の取組を推進する拠点として、本市の歴史や魅力の再発見のほか、地域の方々の記憶や貴重な経験等を次世代の子どもたちにつなぐ取組を行ってまいります。

文化財の保護については、老朽化の著しい安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄のアートスペースの改修に係る実施設計を行うほか、美唄屯田兵屋や旧桜井家住宅などの文化財等についても、適切な維持・保全を行い、次世代に継承してまいります。

次に「人と自然が共生した安全・安心のまちづくり」であります。

自然保護については、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、新たに地域おこし協力隊を任用し、宮島沼の保全と活用の取組や研究を深めていくほか、小学3年生から高校生までを対象とした「自然戦隊マガレンジャー」の活動を推進してまいります。

また、地域住民や関係機関と連携した体験型学習会や、「宮島沼について語る会」の開催のほか、美唄湿原をはじめとした貴重な自然環境の現状と課題に関するシンポジウムを開催し、多くの方々に宮島沼の保全や環境問題に関する意識の醸成を促してまいります。

循環型社会については、古着や粗大ごみ等の使用可能な不用品を必要な人に譲るリユースの普及啓発に取り組み、資源の循環とごみの減量化を図るとともに、各町内会やサンアール推進員と連携し、ごみの発生・排出の抑制を図り、環境に与える負荷を軽減していくなど、引き続き循環型社会の推進に取り組むほか、一般廃棄物の適正処理に努めてまいります。

また、昨年度より着工している「美唄市し尿処理場解体工事」については、令和6年度の完了に向け、着実に実施してまいります。

都市基盤整備については、「美唄市立地適正化計画」に基づき、人口規模に見合った魅力ある市街地の形成に向けた取組として、市役所・中央公園等と隣接する「昭和通」やその周辺について、歩行者空間の快適性の向上などの整備に向けて取り組んでまいります。

市道については、市立美唄病院周辺の道路整備として「沼貝線」を整備するほか、凍上により傷んでいる「中央団地南線」や「ゆたかニュータウン6号線」など11路線の再改修を行うほか、「沼の内西14線」などの改良舗装や「西19線」などの舗装整備、南美唄地区などの側溝整備に取り組んでまいります。

橋りょうについては、「10線橋」と「落合橋」の補修工事を進めるとともに、安全で安心して橋りょうを利用できるよう、法令に基づく

点検を行ってまいります。

道路施設については、路面や排水などの維持管理を適切に行うほか、街路灯のＬＥＤ化の促進をこれまでと同様に進めるほか、街路灯の電気料金については、管理する町内会などの負担が軽減されるよう補助率を拡充してまいります。

広域交通網の整備については、渋滞の緩和のほか、地域振興につながる新たな交通ネットワークの構築のため、「国道12号峰延道路」や今年度開通する「道道美唄富良野線」の早期完成に向けた要望を、引き続き国や北海道に行ってまいります。

除排雪については、冬道の交通安全対策が図られるよう、国や北海道などの関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な道路交通網の確保に努めてまいります。

河川については、水防機能の強化が図られるよう、「ビバイイクシュンベツ川」と「間の沢川」を整備するほか、河川機能の適切な維持管理に努めてまいります。

市営住宅については、「美唄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、「ゆたかニュータウン」において、2棟の外部改修、4棟の照明設備改修による長寿命化を図り、適切な維持管理を行ってまいります。

また、耐用年数が経過した市営住宅で、空き住戸となっている建物を解体するとともに、引き続き耐用年数が経過した団地の入居者を対象に、既存団地への移転を促すことにより、各団地の入居率の向上に取り組んでまいります。

さらに、新団地の建設に向け、旧美唄工業

高校跡地を候補地として基本計画を策定してまいります。

民間住宅については、市民の皆様が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修等に対する支援を行い、改修を進めてまいります。

空き家対策については、「美唄市空家等対策計画」に基づき、老朽化した一般住宅や店舗等の空き家の除却費に対する支援を継続して行うほか、新たに使用中止となった地域で管理する集会施設の解体に対する支援を行ってまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消など、水質管理を図るため、計画的な配水管改良事業や漏水調査を実施するとともに、水道管の耐震化や浄水場の老朽設備の更新を進め、安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

また、「美唄市水道ビジョン」及び「美唄市水道事業経営戦略」の改定を行い、適正な水道料金の設定について検討を進めてまいります。

下水道については、汚水処理区域における水洗化を促進するとともに、老朽化したマンホールポンプ所の設備を更新するほか、汚水処理区域外における合併処理浄化槽の設置を行い、快適な生活環境と良質な水環境の維持に努めてまいります。

また、「美唄市下水道事業経営戦略」の改定を行い、適正な下水道使用料の設定について検討を進めてまいります。

景観・緑づくりについては、市民や関係団体の皆様と花の植栽などにより、景観づくりの取組を協働で進めるほか、東明公園の老朽

化している遊具の更新とともに、幼児用の複合遊具を新たに設置するなど、公園の適切な維持管理に努めてまいります。

森林については、市有林の適正管理に努めるほか、民有林の維持・保全の取組に引き続き支援してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、個人や企業等の私有人工林の所有者に対する森林施業に向けた事業説明及び市有防風林の改植を実施するほか、市有林の皆伐や植林等を行い森林資源の循環利用に向けた取組を推進してまいります。

生活・交通については、「美唄市地域公共交通計画」に基づき、民間事業者やまちづくりと連携した公共交通の整備に取り組むとともに、今後の公共交通体系を検討するため、A I デマンドバスの短期実証運行を行い、市民の皆様の移動手段の確保に努めてまいります。

また、火葬場については、待合室に冷房設備を設置し、利用者が安心して利用できる環境整備を行ってまいります。

国土強靱化については、「美唄市強靱化計画」に基づき、大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、社会経済機能を維持するとともに、これらの取組に合わせて「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえ、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

また、本市のポテンシャルを生かし、雪冷熱エネルギーを活用した「ホワイトデータセンター構想」を推進することにより、データセンターの地方分散など、国が進めるデジタルインフラの強靱化へ貢献してまいります。

防災については、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立支援に加え、地域

住民の災害行動計画となる「コミュニティ・タイムライン」の作成支援に、引き続き取り組んでまいります。

また、地震や風水害等を想定した災害対策本部訓練や水防訓練、感染症・要配慮者等に対応した避難所開設訓練などを継続して実施し、職員の災害対応力の充実を図り、防災体制の強化に努めてまいります。

防犯については、警察などの関係機関と連携を図りながら、防犯に関する情報提供や自主的な防犯活動を広げ、市民の皆様が安全で安心して生活できるまちづくりに努めてまいります。

交通安全については、「美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会」と連携し、幼稚園児や小学生、高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、飲酒運転の撲滅に向けた運動を行うなど、交通安全に関する啓発を進めてまいります。

また、高齢者による交通事故の抑止を図るため、75歳以上の方を対象とした運転免許証の自主返納者に対して、引き続きタクシー利用券を交付してまいります。

消防については、小型動力ポンプ付積載車及び光珠内分団車の更新をはじめ、消火栓の新設や更新を行うほか、消防団員の活動服を更新し、災害対応力の充実強化に取り組んでまいります。

救急については、高規格救急自動車の更新をはじめ、救急救命士を計画的に採用するほか、指導救命士による救急隊員に対する教育指導体制を充実させ、救命率の向上に努めてまいります。

また、火災予防については、一般住宅の査

察及び各事業所への立入検査を行うとともに、引き続き「幼年消防クラブ」及び「ジュニア消防クラブ」の活動を通じて、地域に根差した防火・防災教育に取り組み、火災のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

消費者保護については、社会問題となっている振込め詐欺をはじめとする特殊詐欺やインターネットに関連するトラブルなど、消費者被害は複雑かつ多様化していることから、消費者相談員のスキルアップを行っていくほか、警察や消費者協会、地域の安全・安心を守る様々な団体との連携を図ってまいります。

また、依然として特殊詐欺や消費生活相談における高齢者による被害の相談が多いことから、各種イベントなどを通じて、被害の未然防止に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

次に「市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、「美唄市まちづくり基本条例」に基づき、市民主体のまちづくりを進めるため、透明性や公平性の高い情報提供とともに、市民の皆様が参加しやすい環境づくりを図ることとしていることから、市政や暮らしに関する情報について、広報紙メロディーや市公式ホームページ、地デジ広報などを通じた情報提供を行うほか、審議会等への委員としての参画をはじめ、意見交換会への参加や市民意見の公募などにより、まちづくりに参加する機会を提供してまいります。

また、2040年の美唄の未来を見据え、令和4年度に10代から30代までの市民委員で策定した美唄市の新たなシンボル「Be Beautiful 美

しくあれ。」のもと、本市のブランドイメージの向上を図るとともに、シビックプライドを醸成し、関係人口及び交流人口の増加に加え、ワークショップ等の開催によりまちづくりに参加する「活動人口」の拡大を図ってまいります。

男女共同参画については、広報紙メロディーをはじめ、市公式ホームページなどを活用し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」や「意識改革」について、市民の皆様へ情報提供や啓発を行うほか、講演会の開催、イベントでのPRなど、様々な機会を通じて、男女共同参画社会の実現を図るための取組を推進してまいります。

配偶者等からの暴力の予防と根絶に向けては、広報紙メロディーによる情報提供を行うとともに、警察などの関係機関と連携を図りながら、被害者の安全確保と秘密保持に十分配慮した対応に努めてまいります。

行財政運営については、庁舎1階の窓口周辺に冷房設備を設置し、来庁者の利用環境の改善を図ってまいります。

財政状況については、短期的には、ふるさと納税や特別交付税の伸びにより、各種基金の増加など、財政の健全化に向けた取組が進んではいるものの、中長期的には、人口減少や少子高齢化に伴い、歳入の減少が避けられない中で、今後の推移を慎重に見極めながら、事務事業の質的な転換を図るなど、将来にわたり持続可能な財政基盤づくりを進めてまいります。

また、職員については、新しい時代の変化や様々な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、対話を重ねながら職員一人ひとりの

能力や可能性を引き出すとともに、限られた人材を有効に活用し、組織としての総合力を高めるほか、将来を見据えた人事交流などにより、市民の皆様の信頼と期待に応えることができる、高い先見性と必要な資質を持った人材の育成を図ってまいります。

以上、令和6年度の市政執行方針を申し上げましたが、私のまちづくりに対する思いの一端を述べさせていただきます。

美唄は、これまで明らかに停滞してきました。原因は为什么呢。美唄に魅力がないからでしょうか。美唄市民が地元美唄に関心がないからでしょうか。市役所が何もしてこなかったからでしょうか。私はそのどれでもないと考えています。

無いのは「ビジョン」と「変化を受け入れる勇気」です。

私は、いつも美唄の目指すべき姿、ビジョンは「皆がときめく未来を語るまち」とお伝えしてきました。まだまだご理解いただけていないようですので、この際少し説明させてください。皆さんがよく分からないと思うとすれば「ときめく」という言葉の意味だと思います。

私はこの言葉に二つの意味を込めています。一つは言葉のとおり、「わくわく感、期待感、希望」という意味です。二つ目は「安心」という意味です。

希望を持つ、期待感を持って生活できることが重要であるのは、皆さんも同意されるところだと思います。加えて、現状が「安心」な状況でなければ未来のことを考える余裕がないため、日常生活を送るうえでの安心も重要です。

「ときめき」という言葉で、「希望」と「安心」が生活の中に存在している状態を表現しています。また、「ときめき」にあふれた未来を、市民同士がそれぞれの立場を超えて語り合う状況を目指していきましょうというのが、「ときめく未来を語るまち美唄」というビジョンです。すべての市民が街に必要な「ときめき」を語り合える状況が実現できれば、自ずと停滞は打破されと考えています。

美唄に足りないものの二つ目、それは変化を受け入れる勇気です。現状が停滞している、よくないと分かっている、それを打ち破ろうとするとき、必ず変化を受け入れなければなりません。私感ですが、美唄市民一人ひとりには人情味があり、温かいです。

一方で、他の自治体同様、住民は集団になったとき、変化を嫌います。何か面白そうなことが始まっても、街をあげて受け入れられないので、いつも間にか終わってしまう、新しいお店ができて、街をあげて受け入れられないので、いつの間にか閉店してしまう。素敵な移住者が来ても、街をあげて受け入れられないので、いつの間にか美唄を去ってしまう。

この「いつの間にか」を美唄の皆さんは、これまでいくつ経験してきたのでしょうか。これからも、同じ状況では、どんなにときめく事業があっても、どんなにときめくお店があっても、どんなにときめく人がいても「いつの間にか」美唄は前と同じ美唄に戻ってしまいます。

昨年、市役所は、そして私自身は市民の皆さんが起こしてくれた小さな変化を精一杯応援することを意識して行ってきました。

市としては、今後も予算は限られている中でたくさんの小さな変化を起こしていきます。ただそれだけでは不十分です。それらの変化を、市民の皆さんが肯定的に捉え、街をあげて応援していただき、大きな変化に育てていかなければ、変化がもたらす「ときめき」は、これまで同様一時的なもので終わり、「いつの間にか」の数を増やすだけです。

私は、全市民の先頭に立ち、全身全霊で「希望」と「安心」のため、小さな変化を起こしてまいります。市民の皆さんにおかれましては、街をあげて小さな「変化」を受け入れ、大きく育てていただきたい。ともに「ときめく未来」を語り合い、美唄をより魅力的な街にしていきたいと思います。

市民の皆様、市議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君(登壇) 令和6年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、個人の価値観の多様性やライフスタイルの多様化など、予想を超える様々な社会の変化の中、先行きの見通せない時代となっています。

このような不確かな時代にあっても、豊かな人間性と創造性を備えた、これからの社会を担う子どもたちを育成するという教育の使命は、いかなる時代においても変わることのない普遍的なものであります。

また、人生100年時代において、市民一人一人が生涯を通した学びの支援により、心豊かで健やかな人生を送ることができるよう、多

様な学習の機会を提供することが大切です。

教育委員会といたしましては、未来を切り拓く子どもたちを誰一人取り残すことなく、これまで進めてきた「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という視点で、地域の豊かな自然環境や歴史、文化を生かした教育を推進し、ふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな子どもたちの育成に努めるとともに、市民の皆様が「いつでも、どこでも、誰もが」自ら学び、活動できる生涯学習の充実を図ってまいります。

令和6年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方にに基づき、学校教育と社会教育を両輪としながら、「第7期美唄市総合計画」を着実に推進し、「美唄市教育大綱」の基本理念に沿った、教育の振興と充実、「第3次美唄市生涯学習推進計画前期基本計画」の目指すべき姿である「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、全ての世代が活躍できるまちづくり」の実現に向け、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組んでまいります。

はじめに、幼児教育について申し上げます。

幼児期は、多様な生活体験の中で学んだ基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、運動能力の向上が図られるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を育む重要な時期であり、幼児教育と学校教育の連携が不可欠であります。

このため、子どもたちが円滑に小学校生活を始められるよう、幼稚園や保育園等と小学校との交流・連携を深めるとともに、切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育を提

供できるよう、幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

また、旧栄幼稚園を子どもたちの活動の場、幼稚園教諭や保育士を目指す学生が学ぶ場として活用するなど、生涯続く学びの芽生えを培う幼児教育の推進に取り組んでまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

1点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

今日の学校教育においては、新しい時代を生きる子どもたちに必要とされる資質・能力を確実に育むとともに、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を推進することが求められています。

このため、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」を通して、新しい時代に対応できる確かな学力の定着を図るべく、家庭や地域と連携・協働した教育活動を推進するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、ICTを活用した授業を積極的に展開するなど、教育活動の充実に努めてまいります。

また、児童生徒一人一人の学習進度や理解度に応じた学びを効果的に進めるため、新たにタブレットを活用した「AIドリル」を全学年に導入し、個別最適な学びの、より一層の充実と基礎学力の定着につなげてまいります。

さらに、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の結果を踏まえた取組を進めるとともに、講師を招聘した各種研修等を開催し、専門的助言を日々の授業へ積極的に反映させるほか、学力向上プロジェクトチーム作成の「確かな学力育成プラン」を活用した

授業改善の取組を、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって展開してまいります。

外国語教育については、グローバル社会を生きる子どもたちが、視野を広く持ち、未知なる時代を切り拓く力を身に付けることができるよう、外国語指導助手を有効に活用し、外国の言語や文化について理解を深め、コミュニケーション能力を高めるなど、英語力向上に取り組んでまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、グリーン・ルネサンス推進事業における農業体験などを継続し、農業や自然など、地域にある物や人の知恵を活用して「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という考え方をもって、自ら学ぼうとする意欲や豊かな心を育むことのできる「農業で学ぶ」教育活動を進めてまいります。

市内道立高等学校との連携については、高校が行うPR活動やキャリア教育活動のほか、高校と小中学校との授業交流や市内中学生の1日体験入学などに対する支援を継続してまいります。

また、学校支援地域本部では、学校・家庭・地域が一体となり地域ぐるみで、子どもたちの学びを支援してまいります。

さらに、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の定着に向け、同じ校区の小中学校が一緒に取り組む「家庭学習強化週間」の実施や「家庭学習の手引き」の活用などにより、引き続き、望ましい生活習慣と家庭学習の定着に努めてまいります。

2点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

義務教育においては、少子化に伴う児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に学校の小規模化が想定される中、地域社会の実情に応じた活力ある学校づくりの推進が求められています。

このため、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた、教育内容の方向性やこれからの学校づくりについて調査・研究を進めてまいります。

3点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

子どもたちの豊かな人間性を育成するためには、よりよい仲間づくりにつながるピア・サポート等の取組を通じて、自尊感情や自己有用感、思いやりや豊かな感性を育むとともに、誰もが自己の成長を実感し、達成感の持てる授業づくりに取り組むなど、子どもの理解に基づいた寄り添う指導に努めてまいります。

また、美唄の将来を担う子どもたちが、本市の歴史や文化、自然、産業を学び、それらを有効に活用した「地域学・美唄学」を積極的に展開するなど、ふるさとに愛着と誇りを持てるよう「ふるさと教育」を推進してまいります。

道徳教育については、児童生徒が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など、豊かな人間性・社会性を育む「心の教育」を進めてまいります。

不登校児童生徒の対応については、様々な要因による不安やストレスなどを抱える子どもへの支援も含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関が連携を密にし、児童生徒や保護者の悩み、

不安等に寄り添った組織的な支援を進めるとともに、適応指導教室での指導にもつなげてまいります。

いじめの対応については、いじめは絶対に許されるものではなく、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものであるという確固たる認識のもと、望ましい人間関係を築く力を育むなど、各校が実施するいじめの未然防止に向けた集会活動等の取組を支援し、「いじめを生まない環境づくり」と積極的な認知による「いじめ見逃しゼロ」となるよう組織的対応による早期発見・早期対応に努めてまいります。

4点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

子どもたちが、生涯にわたって健康な生活を送るためには、日頃から、リズムある生活を送るなど、健康を意識した取組を進めていくことが大切であるため、望ましい生活習慣や食習慣などを身に付けることができるよう、学校と家庭が連携して、啓発と指導に努めてまいります。

学校給食については、健全な食生活を実践できる、何よりも重要な「生きた教材」であります。

このため、学校給食を通じて、命の大切さや地域の食文化、地場産業等に対する理解を深め、自然の恵みや生産者の努力に感謝する心を育みながら、「美唄の給食がおいしかった」と喜んでもらえるよう、安全で安心な質の高い給食の提供に努めるとともに、保護者の経済的な負担軽減を図るため、引き続き、学校給食費の無償化を行ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能

力、運動習慣等調査」や「新体力テスト」の結果を踏まえ、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、専門的な知識や技能を有する外部指導者等による個に応じたきめ細やかな指導を実施するなど、子どもの体力の向上を目指した体育科の授業改善を推進するとともに、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取組を通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

薬物乱用防止教育や喫煙防止教育については、子どもたちが薬物や喫煙が心身に及ぼす影響を正しく認識することが重要であることから、美唄警察署や美唄市医師会など関係団体のご協力をいただきながら、児童生徒の正しい判断力と行動力を育む取組を進めてまいります。

5点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、長期的な視点に立ち、幼児期から中学を卒業するまで、切れ目のない一貫した取組とともに、一人一人の実態に応じた適切な指導が大切となります。

このため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用はもとより、各校に特別支援教育支援員を配置するなど、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を提供してまいります。

また、教職員や支援員の資質向上を図るため、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

6点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、地域の実態や要望を的確に捉え、地域とともに学校運営を行うことが求められています。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、保護者や地域の皆様が学校運営に参画しやすい環境を整え、共通理解と連携・協力のもと、より良い学校づくりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的な理由により、児童生徒の学用品費やクラブ活動費等の支払いが困難な世帯に対して、引き続き、支援を行ってまいります。

高校生への支援については、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象とした返還不要の奨学金を引き続き給付し、全ての子どもたちが希望する教育を受けることができる環境の整備に努めてまいります。

教職員の不祥事根絶に向けては、児童生徒や保護者、地域の皆様の信頼を損なうことのないよう校内研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、教職員に対し、指導を徹底してまいります。

特に、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではありません。

このため、研修など、あらゆる機会を通じて、子どもに寄り添い、使命感と責任感をもって取り組むよう指導してまいります。

学校における働き方改革については、校務支援システムの有効な活用による業務改善と教職員の意識改革を進めるとともに、スクール・サポート・スタッフの配置により、教職員の負担軽減を図り、子どもたちと向き合う時間の充実に努めてまいります。

部活動の地域移行については、少子化の影響により、学校単位での活動が難しくなっていることや教職員の働き方改革を推進することなどから、中学校の部活動を地域に移行するため、学校や関係団体等で構成する協議会を設置し、具体的な取組について、検討を進めてまいります。

教職員の健康管理については、定期的な健康診断やストレスチェックのほか、各学校での個人面談により、教職員の健康の保持とメンタルケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全の確保については、警察署や消防署などの外部機関と連携し、災害や緊急事態から身を守るための安全教育に取り組んでまいります。

7点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

グローバル化や情報化の進展により、教職員自身が新たな知識・技能の修得に継続的に取り組むため、北海道教育委員会や空知教育センターが行う各種研修会への参加のほか、外部講師を招聘した研修会を開催するなど、教職員の資質向上に努めてまいります。

また、美唄の歴史や文化、産業などを学び、これらを授業等に生かすことができるよう、郷土史料館や日本遺産などの地域資源を活用した「ふるさと美唄研修」を引き続き、実施してまいります。

8点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、子どもたちが健康で安心して学ぶことができる学習環境を整備するため、小中学校の普通教室や特別支援教室等への冷房設備工事を進めてまいります。

また、美唄中学校の老朽化が著しい給食用小荷物専用昇降機や地下タンクの改修を実施するほか、老朽化したマイクロバス1台を更新いたします。

次に、社会教育について申し上げます。

1点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

少子高齢化や核家族化の進展、インターネットの利用に起因するトラブルや犯罪、ひきこもり、子どもの貧困問題など、青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化する中、地域との連携・協働等により、社会全体で青少年が健やかな成長を積み重ねていくことができるよう、安全・安心な環境づくりが重要であります。

このため、青少年の健やかな成長を支える取組として、ジュニアチャレンジスクールやキッズダンス、各種体験教室などを開催するほか、子ども会育成連絡協議会や地域青少年指導対策部会等と連携し、健全育成に向けた指導と啓発を行ってまいります。

また、放課後児童施設については、令和5年度に導入した児童の入退室管理システムの本格運用により、保護者に安心して利用していただけるよう、施設の充実に努めてまいります。

2点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の自主的で主体的な学びや市民相互の学習活動は、豊かな人間性を育み、地域力を高める大きな力となるものであります。

このため、市民の皆様が地域に根ざし、生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに生かすことができるよう、多様な

学習の機会を提供するとともに、生涯学習関連情報の発信に努めてまいります。

郷土史料館については、地域の人材や文化資本の蓄積を目指した「地域学・美唄学」の取組を推進する拠点として、本市の歴史や魅力の再発見のほか、地域の方々の記憶や貴重な経験等を次世代の子どもたちにつなぐ取組、多様な学習意欲に対応した講座など、様々な事業の実施に取り組んでまいります。

図書館については、蔵書や図書館資料の整備・充実を図るため、図書館システムを更新するとともに、指定管理者と連携し、利用者の求める情報を的確に提供するレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、企画展示やインターネット予約サービスの充実を図るほか、市内各地への移動図書館車の巡回など、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

3点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、文化や芸術の楽しさを幅広い世代の皆様を感じてもらい、創造性や感性を育み、心豊かな生活につながるよう、文化団体等と連携し、市民文化祭をはじめとする発表の機会を提供するほか、鑑賞や体験できる事業の開催など、文化芸術に触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、指定管理者と連携を図り、市民の皆様の相互交流や文化活動の充実につながるよう、利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、美術館の魅力を市内外に発信するとともに、文化芸術の交流などが促進される

よう、指定管理者と連携を図り、適切な管理運営に努めてまいります。

また、旧体育館の耐震化に向けた実施設計を行うなど、美術館全体の計画的な保全・整備に努めてまいります。

4点目は、「文化財等の保護」についてであります。

市内にある北海道及び市指定文化財については、本市の歴史と文化を知る上で、欠くことのできない文化遺産であります。

このため、有形文化財である美唄屯田兵屋や旧桜井家住宅等については、適切な維持・保全に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図り、後世への継承に努めてまいります。

5点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

公民館・市民会館などの社会教育施設については、市民の皆様をはじめ、様々な方の自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう、指定管理者等と連携を図り、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

6点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、運動やスポーツを通して、人とのつながりを育み、より良い生活を身に付けるため、ライフステージに応じたスポーツの推進に取り組んでまいります。

事業の推進に当たっては、総合型地域スポーツクラブ「美唄どんまいスポーツクラブ」やスポーツ推進委員、地域おこし協力隊など

と連携し、子どもたちの運動能力を高めるコーディネーショントレーニングや基礎体力の向上を目的とした体力づくり教室を開催してまいります。

また、令和5年度に増改修を行った体育センターのクライミング・ウォールの活用を促進するため、スポーツクライミングの指導ができる地域おこし協力隊を増員するほか、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などと連携・協働しながら、市民の皆様が楽しく運動できる機会の提供に努めてまいります。

さらに、2024パリオリンピック柔道男子60kg級代表であります美唄市出身の永山竜樹選手を応援するため、市長部局と連携し、様々な取組を進めてまいります。

7点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、競技スペースの改修を進めてきた総合体育館や体育センターを中心に全道規模の大会を誘致するとともに、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などと連携・協働しながら、スポーツ施設を活用した大会の開催に向け、取り組んでまいります。

8点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、市民の皆様のスポーツ活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう指定管理者等と連携し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

総合体育館については、老朽化の著しい屋上の改修工事を実施するほか、トレーニング室のランニングマシンを更新してまいります。

市営野球場については、グラウンドの排水

機能を向上させるため、暗渠管の増設と排水管を更新してまいります。

また、温水プールの照明をLEDに改修するほか、サン・スポーツランド美唄のテニスコート周辺の整備を実施してまいります。

以上、令和6年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

昨年、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会全体が少しずつ日常生活を取り戻しつつあります。

そのような中、本市の未来を担う子どもたちには、生涯を通じて学び、考え、困難を乗り越えながら、新しい時代を切り拓く力強さが必要とされており、そして、教育には地域社会を活性化させる原動力としての役割が求められているところであります。

教育委員会といたしましては、子どもたちがふるさとへの愛着や誇りを持ち、自らの夢や希望に向かって、たくましく生きていくための総合的な「人間力」を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体等との連携を深めるなど、子どもたちの学びを支える体制を強化するとともに、市民の誰もが豊かに学ぶことのできる生涯学習環境のより一層の充実・発展に向け、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第6号定期監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第1号ないし報告第6号の以上6件を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第12、議案第18号美唄市職員定数条例の一部改正の件ないし日程の第25、議案第31号美唄市給水条例及び美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件の以上14件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第18号美唄市職員定数条例の一部改正の件であります。本件は、地方公務員の定年が段階的に引上げられることに伴い、高齢期を迎えた役職定年の消防職員については、条例定数に含むものとされているため、若い職員の新規採用が困難になるなど組織体制に支障を来すことから、消防職員の定数の見直しを行うものであります。

次に、議案第19号美唄市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の件であります。本件は、地方自治法の一部を改正する法律の公布及び会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂により、会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能とされたことに伴い、関係する条例において、必要な対応を行うものであります。

次に、議案第20号美唄市まちづくり基本条例の一部改正の件であります。本件は、美唄市まちづくり基本条例の見直し条項に基づき、今年度実施したパブリックコメントにおける市民からの意見を美唄市まちづくり基本条例の見直しに関する庁内検討委員会において検討した結果、意見の一部について改正の必要性があるとの判断に至ったことから、改正を行うものであります。

次に、議案第21号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。本件は、一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に規定する補償基礎額について、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第22号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件であります。本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、消防法に規定する貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額が改正されることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第23号美唄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、放課後児童健全育成事業者における安全計画の策定、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等について、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第24号美唄市税条例の一部改正の件であります。本件は、国民健康保険事業

の健全な運営を図るとともに、国民健康保険制度の都道府県広域化に伴う北海道統一保険料率等の令和12年度実施に向けて、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第25号美唄市介護保険条例の一部改正の件であります。本件は、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、介護保険第1号被保険者の保険料率について、3年を区切りとした令和3年度から令和5年度までの事業運営期間が終了することから、新たに令和6年度から令和8年度までの保険料率を設定するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第26号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件であります。本件は、本市が基準としている国の基準省令である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において、条文中に引用する関係条項が改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第27号美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件であります。本件は、本市が基準としている国の基準省令である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において、条文中に引用する関係条項が改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第28号美唄市指定介護予防支援

等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。本件は、本市が基準としている国の基準省令である指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において、条文中に引用する関係条項が改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第29号美唄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。本件は、本市が基準としている国の基準省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において、条文中に引用する関係条項が改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第30号美唄市米穀乾燥調製処理施設条例の一部改正の件であります。本件は、社会的な物価高の影響を受け、施設の維持管理に要する費用が高騰していることから、適切な維持管理を持続するため、調製処理使用料の見直しを行うものであります。

次に、議案第31号美唄市給水条例及び美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件であります。本件は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、水道法が改正され、同法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことから、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君　ただいま提案理由のありました議案第18号ないし議案第31号の以上14件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第18号ないし議案第31号の以上14件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第18号ないし議案第23号の以上6件は、総務・文教委員会に、議案第24号ないし議案第31号の以上8件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長谷村知重君　次に日程の第26、議案第6号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第11号)ないし日程の第38、議案第33号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第12号)の以上13件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井恒君(登壇)　ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第6号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第11号)であります。本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費及び第3条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1,419万

9,000円を追加し、補正後の予算総額を226億7,065万5,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、戸籍附票システムの改修を行う「戸籍住民登録等事務」を計上いたしました。

衛生費には、新型コロナウイルスワクチンを接種後、急性発症1型糖尿病等を発症した者が、健康被害救済措置の認定を受けたことから、医療費及び医療手当を給付する「新型コロナウイルスワクチン接種事業」を計上いたしました。

農林費には、北海土地改良区が所有する揚水機場に対し、急激な電気料金の高騰による農業者等の負担を軽減するため、国の補助金を活用し支援を行う「水利施設管理強化事業」を、また、国の補正に伴う防災重点農業用ため池緊急整備事業について、地元負担額の一部を負担する「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する、国庫支出金、道支出金、繰越金、市債をそれぞれ計上し財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、当初予算及び本補正予算の歳入歳出予算に計上している「戸籍住民登録等事務」及び「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」について、令和5年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を設定するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、本補正予算の歳入歳出予算に計上している「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」の実施

に伴う財源として、農業基盤整備債を発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第7号令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算(第3号)であります。

本件は、資本的収入が資本的支出に不足する場合の補てん財源のうち、引継金及び当年度損益勘定留保資金が減少することから、利益剰余金処分額を増額し、補てん財源とするため予算書の必要な変更をするものです。

次に、令和6年度各会計予算について申し上げます。

令和6年度予算につきましては、「市民の暮らしを守ることを最優先にする」、「事業の優先順位を見直す」、「びばいの未来へ投資する」という3つの基本政策の下、「第7期美唄市総合計画」に掲げる都市像の実現を目指し、5つの挑戦に沿って各施策を推進するために必要な予算を計上したところであります。

この結果、全会計の予算の総額は、340億5,636万5,000円となりました。以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第8号令和6年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を194億7,892万8,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する議会一般管理事務、常任委員会都市行政調査事業などを、総務費には、D X推進事業、地域公共交通活性化・再生総合事業などを、民生費には、総合福祉センター整備事業、美唄市恵風園・美唄市恵祥園建

替え等基本構想策定事業などを、衛生費には、宮島沼自然環境保全基礎調査事業、火葬場整備事業などを、労働費には、地元就職等応援事業などを、農林費には、「美味しい！びばい」農産物ブランド化推進事業、美唄スマート農業推進事業などを、商工費には、中心市街地元気創出事業、企業立地活動事業などを、土木費には、都市計画街路整備事業、公園施設等再整備事業などを、消防費には、消防車両整備事業、消防団装備整備事業などを、教育費には、美唄市内高校支援事業、部活動地域移行推進事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第9号令和6年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を5,132万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、4,735万円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に1,066万9,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとする

るものであります。

次に、議案第10号令和6年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を30億593万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、22億86万9,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、道支出金に、22億7,007万7,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第11号令和6年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、30億1,745万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、27億4,896万2,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、国庫支出金に、7億7,979万1,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第12号令和6年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を、3億1,316万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、

総務費に、2億7,463万7,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に、1億9,993万4,000円を計上しました。

第2条から第3条までは、地方債、一時借入金についてそれぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第13号令和6年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、8億5,626万3,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に、8億3,194万円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に、2億9,241万1,000円を計上しました。

次に、議案第14号令和6年度美唄市病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数、一日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第10条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額、重要な資産の取得及び処分について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第15号令和6年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業

務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第16号令和6年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量及び一日平均配水量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第17号令和6年度美唄市下水道事業会計予算であります。

第2条は、年間総処理水量、一日平均処理水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第10条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、債務負担行為、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、利益剰余金の処分について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第33号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第12号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億円を追加し、補正後の予算総額を227億7,065万5,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費では、ふるさと納税の返礼品に係る経費が当初想定していた以上に増加したことから、増額した経費への財源対応として、現予算に計上しております「基金積立金」を1億1,960万円減額いたしました。

商工費には、ふるさと納税の寄附者への返礼品に係る経費の不足分を増額する「特産品情報発信促進事業」を、計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する、寄附金を計上し財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第6号ないし議案第17号及び議案第33号の以上13件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第6号ないし議案第17号及び議案第33号の以上13件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号ないし議案第17号及び議案第33号の以上13件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、こ

れに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉦則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第39、請願第1号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、所管の委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、産業・厚生委員会に付託の上、審査することにいたしました。

●議長谷村知重君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。

大変ご苦労様でした。

午前 11 時 53 分 散会

